

## みやま市公告第 37 号

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8(2026)年 6 月 2 日

みやま市長 松嶋 盛人

### みやま市立学校印刷機器賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 目的

この要領は、「みやま市立学校印刷機器賃貸借業務」に係る契約の相手方となる業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

#### 2. 業務概要

業務名 みやま市立学校印刷機器賃貸借業務  
業務内容 みやま市立学校印刷機器賃貸借業務仕様書のとおり  
業務の場所 みやま市立学校（10 校）及びみやま市教育委員会  
業務期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで ※長期継続契約（6 年間：72 カ月分）  
提案上限額 月額 820,000 円（消費税額及び地方消費税含む）

#### 3. 事務局

みやま市教育委員会 学校教育課  
〒835-0192  
福岡県みやま市山川町立山 1278 番地  
電話番号：0944-32-9026  
E-mail：gakumu@city.miyama.lg.jp

#### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生又は再生手続きをしていない者。の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者。
- (3) 令和 7・8 年度のみやま市競争入札参加資格者名簿に登載された者。
- (4) みやま市指名停止等措置要綱（平成 19 年 1 月 29 日みやま市告示第 14 号）に基づく指名停止を受けていない者。
- (5) 福岡県内に事業所（支社等を含む）を配置する事業者であること。
- (6) 学校又は公共施設等における印刷機器等の賃貸借及び管理保守の業務を受託した実績を有し、本業

務を実施できる体制を整えていること。

- (7) 上記要件 (3) に関わらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。
- ① 納税証明書 (国税、県税、市税) ※提出日より3カ月以内のものとする。写し可。
  - ② 商業登記簿謄本又は登記事項証明書 ※提出日より3カ月以内のものとする。写し可。
  - ③ 財務諸表 (貸貸対照表等) ※直近の決算分
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) に関する誓約書 (様式第2号)、役員等調書及び照会承諾書

## 5. 実施要領等の配付及びスケジュール

- (1) 実施要領等の配布は、下記みやま市ホームページよりダウンロードすることで行う。

<https://www.city.miyama.lg.jp>

- (2) 本プロポーザルについてのスケジュールは下記のとおりとする。

期日及び期間		内容
令和8年	6月2日 (火)	実施要領等公告
	6月3日 (水) ~6月9日 (火) 午後5時必着	質問書の受付期間
	6月10日 (水) ~6月12日 (金)	質問書の回答
	6月18日 (木) 午後5時必着	参加表明書の受付期限
	6月23日 (火) 以降	提案資格確認通知書発送
	6月30日 (火) 午後5時必着	企画提案書提出期限
	7月3日 (金)	プレゼンテーション・ヒアリング
	7月7日 (火) 以降	審査結果通知書発送
	7月15日 (水) 予定	契約

※ スケジュールについては、みやま市の都合により変更することがある。

※ 受付や提出については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前8時30分~午後5時までとする。

## 6. 質問及び回答

- (1) 提出方法

プロポーザルの実施に関して質問がある場合には、「質問書 (任意様式)」を本実施要領7 (3) の提出場所に提出するものとする。また、提出方法は、電子メールにて提出するものとし、電子メールの件名は「学校印刷機器賃貸借業務プロポーザル質問書」とすること。

なお、口頭 (電話も含む。) 又は FAX による質問は受け付けない。

- (2) 提出期限

質問書の受け付けは、本プロポーザルの公告の日から令和8年6月9日 (火) 午後5時までとする。なお、提出期限以降の提出は認めない。

- (3) 回答方法

質問による回答は、参加希望の全業者へ電子メールにより随時行うものとする。また、提出期限での最終回答は、令和8年6月12日 (金) までに行う。

7. 提出書類、提出期限、提出場所、提出方法等

(1) 参加表明関係

① 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） 原本1部
- (イ) 本実施要領4（7）に該当する者 原本各1部
  - ・本実施要領4（7）に規定する①から④までの書類

② 提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時

(2) 企画提案関係

① 提出書類

- (ア) 提案書（様式第3号） 原本1部
- (イ) 企画提案書（任意様式） 原本1部、副本6部

企画提案書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえたうえで、概ね次の項目順により記載すること。

項目	提案内容
1. 実績と提案方針	学校又は公共施設等における印刷機器の導入実績 ネットワークプリンタ導入の提案方針やメリット
2. 機器構成及び仕様	ネットワークプリンタの構成、校務PCとの連携、配置機器の仕様
3. 印刷サービス	印刷に係るサービス提供の内容
4. 追加提案	追加提案等の内容（ステابلパンチ機能、ICカード管理機能など）
5. 保守及び運用支援	保守の内容及び運用支援、故障やトラブルの対応方法

- (ウ) 類似業務実績（任意様式） 原本1部、副本6部  
類似業務実績については、過去に実施した業務実績が分かる資料とすること。

- (エ) 費用見積書（任意様式） 原本1部、副本6部

- (オ) その他本提案に関し必要な資料（任意様式） 原本1部、副本6部

② その他

- (ア) 提案は2.業務概要の提案上限額以内で完結するものとする。
- (イ) 提案については、1者につき1提案とし、提出後の修正や差替え等は認めない。

③ 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時

(3) 提出場所（事業主管課）

上記参加表明及び企画提案に関する書類の提出場所は下記のとおりとする。

〒835-0192 福岡県みやま市山川町立山 1278 番地

みやま市 学校教育課 学校教育係

電話:0944-32-9026（直通） FAX:0944-32-9100

E-mail:gakumu@city.miyama.lg.jp

(4) 提出方法

上記参加表明及び企画提案に関する書類の提出方法は、上記提出場所に持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送の場合は上記提出期限までに必着とする。

(5) その他

- ① 上記参加表明書を期限までに提出しない場合は、本プロポーザルへの参加を認めない。
- ② 期限までに提出書類を提出しない場合は辞退したものとみなす。
- ③ 上記参加表明書提出後の辞退については、いかなる時期においても参加を辞退することは可能とし、辞退したことによる不利益な取扱いを行わない。また、その際は辞退届（任意様式）を提出するものとする。

8. 審査の実施

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーション及びヒアリングについては、本実施要領7（2）企画提案書類を提出した全業者について実施するものとする。
- ② プレゼンテーションについては、参加業者からの内容説明等を20分程度、みやま市からのヒアリング（質疑等）を10分程度とする。なお、プレゼンテーションについては、本実施要領7（2）企画提案書類に沿ったものとし、提出した書類以外の追加資料等は認めない。
- ③ 出席者については3人以内とする。
- ④ プレゼンテーションについてのプロジェクターやパソコン等の必要な機材は、各参加業者で準備するものとする。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングについては、本実施要領7（2）企画提案書類と同等の評価を行う。

(2) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの日程については下記のとおりとし、プレゼンテーションについては参加表明の順番とする。

日時：令和8年7月3日（金）

※詳細については、本実施要領5（2）提案資格確認通知書の発送時に通知する。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定については公募型プロポーザル方式とし、企画提案書、類似業務実績、費用見積書を総合的に審査し評価する。なお、参加業者が1者の場合も本プロポーザルは有効とする

(2) 評価項目

評価項目、評価基準及び配点については下記のとおりとし、評価点合計得点が最も高い参加業者を最優秀提案者として選定する。

区分	評価項目	評価配点	評価の観点
提案の 評価点	1. 実績と提案方針	10点	・仕様書どおりの内容となっているか。 ・学校運営に最適な仕様とな
	2. 機器構成及び仕様	20点	
	3. 印刷サービス	20点	

	4. 追加提案	10点	っているか。 ※全評価員の平均点を評価点とする。
	5. 保守及び運用支援	10点	
価格点	基本使用料金月額 見積書（税抜）	30点	30点× $\frac{\text{提案者のうち最低価格}}{\text{見積価格}}$

### (3) 選定結果

後日文書にて審査結果を通知するものとする。また、選定結果についてはみやま市ホームページにより公表を行う。

### (4) 契約

最優秀提案者と契約についての協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は、配点合計得点が次点以降の提案者と協議を行うものとする。ただし、配点合計得点が6割に満たないときは契約交渉を行わない。また、使用契約については、みやま市契約規則（令和8年みやま市規則第8号）その他関係法令の規定に基づくものとする。

## 10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先又は提出期限が本実施要領に適合していないとき。
- (2) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 本プロポーザルの手続きの過程で、本実施要領4(2)または(4)の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (4) 審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき。
- (5) ヒアリング等に出席しなかったとき。
- (6) 見積金額が予算の範囲を上回ったとき。

## 11. その他

- (1) 審査結果についての異議申立ては受理しない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は参加業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案者は、参加表明書（様式第1号）の提出をもって、応募要領等の記載内容を承認したものとみなす。
- (5) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、提案書類等の内容に関して質問を行ったり、補正を命じることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は当該書類を無効とするとともに、入札参加資格を有している場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提出書類は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (8) 提出された参加表明書等は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外には使用しない。